

令和5（2023）年度第1回みよし市公契約条例検討委員会 次第

日時：令和5（2023）年5月22日（月）午後2時30分から

場所：みよし市役所301会議室

1 議題

（1）第2回会議の検討結果について

（2）みよし市公契約条例の概要（案）・検討事項について（前回の続き（6）から）

2 その他

第 2 回会議 検討結果

1 条例の目的・基本方針

(主な御意見)

- 目的と基本方針は条例の解釈・運用にあたっての指針となるため、目的規定と基本方針の規定の関係性を整理し、明確にしておく必要がある。

2 対象とする契約・事業者

【対象とする契約】

(主な御意見)

- 対象契約を予定価格や業務内容で分けるのであれば、他団体との比較や運用面などを理由とするだけでは弱く、明確に説明することができる基準が必要である。
- 条例の目的からすれば、対象契約は業務内容ではなく金額で整理することが望ましいのではないか。
- 人件費率や利益率は業種によって異なり、画一的な整理は困難である中で、予定価格が低いものや契約件数の少ない業務を対象外とせざるを得ないことは理解できる。
- 市の業務量など運用面の制約から対象契約の整理が必要であるのであれば、低額の契約は提出書類の省略や、審査回数を年 1 回にするなどの工夫で対応できないか。
- 予定価格による整理は他団体と概ね同程度であり、この辺りでよいと思うが、業務内容による整理はもう少し踏み込んだ考え方の整理が必要である。

(対応)

- 予定価格別・業務別の契約件数の割合を示した資料を作成し、改めて検討を行うこととする。

【対象とする事業者】

(主な御意見)

- 一人親方を含めることは当事者が望んでいることでありがたい。
- 条例の目的からすれば一人親方を含めた方が良いが、労働報酬下限額は経費率まで含めて整理をする必要があり、整理がされないまま導入すると、かえって不公平となる。
- 一人親方の経費率は、業種や態様によって大幅に異なるため対象としないほうがよい。
- 労働報酬下限額を定めることが困難なことは理解できるが、あまりに不当な場合における救済措置を定めていただきたい。

(対応)

- 下請等は一次以下すべて対象とする。
- 一人親方に係る労働報酬下限額は適正な額の設定ができないため定めないが、事業者による本条例の説明、適正な条件の付加、不利益な取扱い等の禁止の対象とする。

3 市・事業者の責務

(主な御意見)

- 事業者の責務はすべて努力義務になっているが、条例の実効性を高めるためにも労働者等に対する説明については義務付けしてはどうか。

(対応)

- 労働者等に対する説明違反は、違反行為として具体的に特定することが可能であるとともに、条例の実効性の確保にも資するため、義務付けする方向で整理する。

4 労働報酬下限額

【工事請負契約】

(主な御意見)

- 労働者等の熟練度による賃金差を考えると設計労務単価の90%は高く、もう少し低くしてほしい。熟練度が低い労働者が中心の現場であれば90%ではやっていけない。

(対応)

- 工事請負契約における基準は公共工事設計労務単価とするが、具体的な単価の設定は、労働者の熟練度の違いなどを考慮した上で公契約審議会において検討する。

【工事請負契約以外】

(主な御意見)

- 公契約に従事する労働者は公務員ではないことから、市職員の給与を基準とするのはなじまないのではないか。
- 給与所得の最低額は最低賃金法で定められており、基準ということであれば最低賃金とすることが妥当である。
- 使用者側の立場や法律的な観点では、労働報酬下限額は最低賃金を基準として、それに一定の割増を行うといった考え方がよい。
- 実態として、最低賃金としている事業者はおらず、市職員の高卒初任給よりも高いのが現状である。

(対応)

- 工事請負契約以外における労働報酬下限額は、最低賃金を基準とした上で一定の加算をすることとする。
- 加算割合等の具体的な単価の設定は、賃金の実態や、市の地域性などを考慮した上で公契約審議会において検討する。

みよし市公契約条例の概要（案）・検討事項

1 条例の構成

総 則	目的 基本方針 市・事業者の責務 等
実 体 規 定	労働報酬下限額 労働環境の確認・調査 公契約審議会の設置 等
補則・雑則	公契約における市内事業者の活用 指定管理者への適用 等

2 条例の骨子・検討事項

(1) 条例の目的

- 公契約に従事する労働者の適正な労働環境と事業者の健全で安定した経営環境を確保するとともに、公契約に係る業務の質の向上を図ることで地域経済の健全な発展・市民の福祉の増進に寄与する。

(2) 市の基本方針

- 適正な予定価格の設定により公契約の品質と適正な履行を確保
- 地域社会の維持と社会的価値の向上に貢献する事業者を適正に評価し、公契約の担い手の育成と確保に寄与
- 入札・契約の透明性・競争性・公平性の確保及び不正行為の排除の徹底
- 労働者の適正な労働環境の確保・地域経済の活性化

(3) 対象とする契約・事業者等

【対象とする契約】

- 市が締結する契約で予定価格が一定の金額を超えるもの（特定公契約）
- 具体的な金額は、社会状況の変化に柔軟に対応することができるよう本条例中では定めず別に定める

【対象とする事業者】

- 市と契約を締結するすべての事業者で市内に本店・支店等を有するかを問わない
- 下請・再委託先・労働者派遣業者を含む

<p>（検討事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 特定公契約となる契約の「<u>予定価格の額</u>」の考え方 ② <u>下請等の範囲（一次・二次）及び一人親方への適用</u>

(4) 市・事業者の責務

【市の責務】

- 市の基本方針にのっとり、公契約に関する取組を推進

【事業者の責務】

- 社会的責任の自覚と法令順守・誠実な公契約の履行（努力義務）
- 労働者に対する適正な賃金の支給・適正な労働環境の確保（努力義務）
- 公契約に係る業務の下請け・再委託の際における本条例の説明等・適正な条件の付加（努力義務）

(5) 労働報酬下限額

- 事業者は、特定公契約に従事する労働者に対して、市長が定める額（労働報酬下限額）以上の賃金を支払わなければならない（義務付け）
- 賃金状況の変化等に柔軟に対応するため、労働報酬下限額の具体的な額は本条例中では定めず別に定める
- 市長は、労働報酬下限額を定める際は、公契約審議会に意見を聴く

（検討事項）

- 労働報酬下限額となる労務単価の考え方

【工事請負契約】

- ・愛知県の公共工事設計労務単価を基本とする
- ・公共工事設計労務単価が設定されていない職種は次のいずれかによることが考えられる
 - ア 直近で公共工事設計労務単価が設定されていた際の単価を基準として普通作業員単価の変動率を乗じた額とする※
 - イ 普通作業員単価など公共工事労務単価が設定されているものの中から適当なものを選択する※
 - ウ 中部地域（愛知県以外の地域）の単価（平均値等）とする
 - エ 労働報酬下限額を設定しない（対象から除外する）

【工事請負契約以外】

- ・次のいずれかによることが考えられる。
 - ア 最低賃金法で定める地域別最低賃金等を勘案した額とする
 - イ 市職員の賃金水準を勘案した額とする
 - ウ 生活保護基準を勘案した額とする

(6) 労働環境の確認

- 賃金・労働時間等の労働条件が適正であることを確認するため、受注者はこれらを記載した帳票（労働環境確認書）を市長に提出する
- 労働環境確認書は一般の閲覧に供する

（検討事項）

- ・労働環境確認書に記載すべき事項

(7) 労働者への周知・不利益な取扱いの禁止

【労働者への周知】

- 特定公契約の受注者は、次の事項を労働者に周知しなければならない（義務付け）
 - ・対象となる労働者
 - ・労働報酬下限額
 - ・労働者は、労働報酬下限額が守られていない場合において市長等にその旨の申出ができること
 - ・事業者は、労働者が上記の申出をしたことを理由に解雇等の不利益な取扱いをしてはならないこと

【市長等への申出】

- 労働者の権利として、公契約に係る賃金が労働報酬下限額を下回る場合（未払いを含む）は、市長・元請等に対して、その旨を申し出ることができる

【不利益な取扱い等の禁止】

- 申出を受けた事業者は誠実に対応しなければならない（義務付け）
- 申出者保護のため、申出をしたことを理由に解雇等の不利益な取扱いをしてはならない（義務付け）

（検討事項）

- ・労働者に支給する賃金が労働報酬下限額を下回っていた場合は、元請、下請それぞれが、当該下回る額を労働者に支払う義務を負うこととする

【立入調査・是正措置】

- 市長は、申出等により調査が必要であると判断したときは、事業者に報告を求め
ること、職員に事業所への立入調査をさせることができる
- 市長等は、条例違反を把握した場合は、事業者に対し是正措置を講じるよう指導
する

【違反者に対する市の措置】

- 条例の規定に違反した場合、違反した事業者の名称・所在地・違反した旨の公表
を行う

(検討事項)

- ・違反者に対する措置として入札参加停止措置・契約解除措置を行う

(8) 市内事業者の活用

- 地域経済の健全な発展等に資するため、市は公契約の発注に当たり市内事業者
の受注機会の確保に努める

(9) 公契約審議会の設置

- 労働報酬下限額など公契約の推進に必要な事項を調査審議するため、市長の諮
問機関として「公契約審議会」を設置する
- 審議会の委員は、学識経験者・事業者代表・労働者代表の6人以内で構成

(10) 指定管理者への適用

- 市と指定管理者間の公の施設の管理に関する協定は、特定公契約とみなし、本
条例を適用する

3 条例の施行日

令和6（2024）年4月1日（公契約審議会の設置は令和5年12月末頃施行）

工事件数（R1～R3平均）

資料 2

設計金額	件数	構成比
1億5,000万円以上	3.7	4.1%
1億円以上 ・ 1億5,000万円未満	4.7	5.2%
5,000万円以上 ・ 1億円未満	9.0	10.0%
3,000万円以上 ・ 5,000万円未満	11.0	12.2%
130万円以上 ・ 3,000万円未満	62.0	68.6%
合計	90.4	-

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

（参考） 1億円以上と未満の工事案件の割合

設計金額	件数	構成比
1億円以上	8.4	9.3%
1億円未満	82.0	90.7%
合計	90.4	-

委託件数 (R1~R3平均)

区分	清掃		警備		受付・案内		人材派遣		草刈り・樹木管理		給食運搬		電話交換		廃棄物等収集運搬		施設維持管理		その他		計 k	金額別 割合
	件数 a	割合 a/k	件数 b	割合 b/k	件数 c	割合 c/k	件数 d	割合 d/k	件数 e	割合 e/k	件数 f	割合 f/k	件数 g	割合 g/k	件数 h	割合 h/k	件数 i	割合 i/k	件数 j	割合 j/k		
1億5,000万円以上															2.0	87.0%			0.3	13.0%	2.3	1.0%
1億円以上 ・ 1億5,000万円未満					0.3	100.0%															0.3	0.1%
5,000万円以上 ・ 1億円未満					1.0	17.5%									1.0	17.5%	0.3	5.8%	3.3	57.9%	5.7	2.4%
3,000万円以上 ・ 5,000万円未満	0.3	3.8%							5.0	57.5%	0.7	7.7%					0.3	3.8%	2.3	26.4%	8.7	3.7%
2,000万円以上 ・ 3,000万円未満							1.3	11.4%	6.3	54.1%							2.3	19.9%	1.7	14.5%	11.7	5.0%
1,000万円以上 ・ 2,000万円未満	0.3	1.7%			1.3	6.9%	0.3	1.7%	3.3	17.3%	0.3	1.7%			0.3	1.7%	2.7	13.8%	10.7	55.4%	19.3	8.3%
500万円以上 ・ 1,000万円未満			1.0	2.9%	2.3	6.8%	1.7	4.9%	1.3	3.9%	2.0	5.8%			1.7	4.9%	2.0	5.8%	22.3	65.0%	34.3	14.7%
100万円以上 ・ 500万円未満	1.7	1.5%	0.7	0.6%	1.0	0.9%	3.3	2.9%	5.0	4.4%	1.0	0.9%	1.0	0.9%	9.0	7.8%	2.3	2.0%	89.7	78.2%	114.7	49.3%
50万円以上 ・ 100万円未満	1.0	2.8%	1.0	2.8%	0.7	1.9%									0.3	0.9%			32.7	91.6%	35.7	15.3%
計	3.3	1.4%	2.7	1.1%	6.7	2.9%	6.7	2.9%	21.0	9.0%	4.0	1.7%	1.0	0.4%	14.3	6.2%	10.0	4.3%	163.0	70.0%	232.7	100.0%

(参考) 1,000万円以上と未満の委託案件の割合

区分	清掃		警備		受付・案内		人材派遣		草刈り・樹木管理		給食運搬		電話交換		廃棄物等収集運搬		施設維持管理		その他		計 k	金額別 割合
	件数 a	割合 a/k	件数 b	割合 b/k	件数 c	割合 c/k	件数 d	割合 d/k	件数 e	割合 e/k	件数 f	割合 f/k	件数 g	割合 g/k	件数 h	割合 h/k	件数 i	割合 i/k	件数 j	割合 j/k		
1,000万円以上	0.7	6.9%	0.0	0.0%	2.7	5.6%	1.7	3.5%	14.7	30.5%	1.0	2.1%	0.0	0.0%	3.3	6.9%	5.7	11.8%	18.3	38.1%	48.0	20.6%
1,000万円未満	2.7	1.4%	2.7	1.4%	4.0	2.2%	5.0	2.7%	6.3	3.4%	3.0	1.6%	1.0	0.5%	11.0	6.0%	4.3	2.3%	144.7	78.3%	184.7	79.4%
計	3.3	1.4%	2.7	1.1%	6.7	2.9%	6.7	2.9%	21.0	9.0%	4.0	1.7%	1.0	0.4%	14.3	6.2%	10.0	4.3%	163.0	70.0%	232.7	100.0%

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

賃金条項型条例制定自治体の状況

資料4

自治体名	報告書類	連帯責任	契約解除	指名停止
野田市	配置労働者報告書、労働者支払賃金報告書、 職種（普通作業員）の確認書	○	○	○
川崎市	対象労働者の作業報酬台帳		○	○
多摩市	労務台帳	○	○	○
相模原市	労働状況台帳		○	
渋谷区	労働台帳	○	○	○
国分寺市	労働者支払賃金報告書	○	○	○
厚木市	基準額計算表、労働状況台帳		○	○
足立区	労務台帳	○	○	○
直方市	労務台帳	○	○	○
千代田区	労務台帳	○	○	○
三木市	労働状況台帳		○	○
草加市	労働環境報告書			○
世田谷区	労働条件確認帳票			
高知市	労務台帳		○	
我孫子市	賃金等支払い報告書	○	○	○
加西市	労働状況台帳	○	○	○
加東市	労働台帳	○	○	
豊橋市	労働環境確認書			○
越谷市	履行状況等報告書			○
目黒区	労働台帳	○	○	○
日野市	労務台帳	○	○	○
豊川市	労働環境確認書			○
新宿区	労働環境確認報告書		○	○
杉並区	特定労働者等の労働条件に関する事項の報告書	○	○	
江戸川区	労働環境等確認報告書	○	○	○
中野区	労働者等の労働条件に関する事項の報告書	○	○	
北区	労働条件等報告書		○	